

論文 Article

竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区における町家

佐藤大規¹

A Study of Machiya in Takehara Preservation District for Groups of Historic Buildings

Taiki SATO¹

要旨：平成 21 年度および 22 年度に竹原地区伝統的建造物群保存地区とその周辺に存する建造物の調査を行う機会を得た。調査は外観から年代を判定する 1 次調査を実施し、その結果をもとに 2 次調査（実測図の作成や建築年代・意匠等の詳細な調査）を行った。本稿では、2 次調査を行った建造物の内、狭義の町家（独立した町家であって、長屋や土蔵などから増改築されたものは含まない）に着目し、建築年代・規模や土間形式・大戸・葎帳・二階外壁など細部意匠についてその特色を述べた。さらに建築年代が江戸時代の町家において妻入と平入が混在している理由について若干の考察を行い、江戸時代に幕府や藩より出された梁間を 3 間以下に規制する御触書にその原因があると推測した。

キーワード：町家、細部意匠、伝統的建造物群保存地区、竹原、梁間規制

Abstract: In this study I examined the features of machiya (traditional townhouses) in the Takehara Preservation District for Groups of Historic Buildings. An investigation was made of such details as the overall design, the age of the building, scales, the form of the earthen floor, the odo (large main door), the butyo, and the second-floor walls. This study also considers the reason for the coexistence of such features as the tsumairi (traditional architectural style in which the main entrance is on one or both of the gabled sides) and hirairi (traditional architectural style in which the building has its main entrance on the side running parallel to the roof ridge) in the machiya of the Edo period (1603-1867). The results lead to the supposition that this circumstance arose through legal restrictions on the length of beams imposed by the shogunate during Edo times.

Keywords: Machiya, Detail design, Groups of Historic Buildings, Takehara, Restriction between beams

I. 緒言

竹原は、塩田経営で栄えた在郷町である。歴史的な建造物が数多く残っており、昭和 57 年（1982）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今回、平成 21 年度および 22 年度に竹原市の依頼により重要伝統的建造物群保存地区全域とその周辺地域における建造物等の調査を行う機会を得た。竹原の重要伝統的建造物群保存地区における建造物の調査は、選定以前の昭和 51・52 年度に東京大学工学部建築学科建築史研究室が実施¹⁾しているが、建造物の調査に関しては、吉井家住宅など建築年代の古い竹原における代表的な建造物の調査に留まっている²⁾。今回の調査では、実測図の作成や建築年代・意匠等の詳細な調査を 154

件 212 棟に対して行った。本稿では、調査を行った建造物の内、狭義の町家（独立した町家であって、長屋や土蔵などから増改築されたものは含まない）に着目し、その特色などについて述べる³⁾。さらに、建築年代が江戸時代の町家に妻入と平入が混在している理由についても若干の考察を行う。

なお本稿は、竹原市教育委員会（2011）所収の第 2 章 2-3 「町家の特色」を改稿したものである。各町家の概要および平面図・内部写真等は、竹原市教育委員会（2011）を参照されたい。

II. 調査の概要

調査は竹原市の依頼により、広島大学大学院文学研

究科三浦正幸研究室が平成 21 年度および 22 年度に実施した。調査の対象地域は、重要伝統的建造物群保存地区全域とその周辺地域である。まず外観によって建築年代等を判定する 1 次調査を行った。1 次調査の対象となった建造物は、883 件 941 棟である。その内、建築年代が昭和戦前までと思われるものに対して 2 次調査（実測図作成・建築年代・構法・意匠など）を行った。2 次調査を実施した建造物は、154 件 212 棟である。ただし、2 次調査を実施した建造物は、所有者によって内部調査の許可が下りたもののみであり、対象となった建造物はこれより多い。

Ⅲ. 竹原における町家の特色

1. 建築年代

竹原において 2 次調査を行った狭義の町家 56 例（表 1）の建築年代は、江戸時代が 12 例、明治時代が 29 例、大正時代が 10 例、昭和戦前が 5 例であった。明治時代が半数以上を占め、江戸時代と大正時代がそれに続く。江戸時代の建造物が元禄 4 年（1691）の吉井家住宅⁴⁾をはじめ 12 例も残っており、竹原が歴史的建造物を残す代表的な在郷町であることを改めて確認できたと考えられる。

2. 規模

竹原において、2 次調査を行った狭義の町家 56 例の正面間口は、表 2 に示したように、2 間から 8 間半のものがあつた。3 間のものが 11 例と最も多く、次いで 3 間半と 4 間が 8 例とやや多いが、2 間半が 6 例、5 間が 7 例あり、全体的に見ても、6 間を超えるような大規模なものは別として、2 間半から 5 間半の町家がほぼ万遍なく建てられていると言える。3 間の町家の割合がやや多いのは、直接的には敷地割（地割）によるものであろうが、後述するように江戸時代に出された梁間を制限する御触書による影響も大きいと考えられる。

明治時代は、建物の規模などに対しての規制がなくなり自由に建てるのが可能となった。しかし、5 間を超えるような中大規模の町家の大部分は、竹原において最大間口 8 間半の堀友家住宅や次いで規模の大きい 7 間の古川家住宅のように、明治時代の後期に建てられたものである。明治時代前期から中期にかけては、二宮家住宅や尾野家住宅のように 3 間や 3 間半といったやや小規模な町家が主に建てられていた。

3. 土間形式

竹原における町家の土間は、図 1 に示すように「通

り土間・裏庭」・「通り土間」・「通り土間・前土間」の三つの形式が見られた。この内、通り土間・裏庭形式は、通り土間の後端部を部屋列の背面に回り込ませた形式で、建築年代の古い町家に見られる。近隣では、寛政 7 年（1795）の旧石井家住宅（東広島市）がその典型例である（図 2）。竹原において現存例は一つもないが、元禄 4 年（1691）の吉井家住宅は古指図（図 3）によると典型的な通り土間・裏庭形式であり、現状においてもその形式に準じる。また 18 世紀後期のいっぽくは、復元すると通り土間・裏庭形式であったと考えられる。吉井家住宅は正面間口が 5 間半（隣家となっている幕末の増築部分を含めると、8 間）の大規模町家であるが、いっぽくは 3 間の小規模町家であり、建物の規模の大小とは関係がないと思われる。

竹原において一番事例の多い土間形式は、通り土間形式である。2 次調査を行った 56 例の町家の内、約 8 割に当たる 47 例が通り土間形式であった。竹原において、現存する町家の内、通り土間形式の初例は、18 世紀後期の竹鶴家住宅（左）⁵⁾・旧村上家住宅・櫻家住宅・頼惟清旧宅・松田家住宅である。通り土間は江戸時代が 10 例、明治時代が 22 例、大正時代が 10 例、昭和戦前が 5 例であつて、各時代を通じて用いられた形式であることが窺える。また現存する江戸時代の町家は、前述の通り土間・裏庭形式とする 2 例を除いて、すべて通り土間形式となっている。後述するように前土間が現れるのは明治に入ってからで、それまでの町家の土間はすべて通り土間であったと考えられる。

なお、通り土間形式の中には、二室目以降の部屋を土間側へ張り出すか引っ込めることで、雁行形に部屋を配置した例が見られた。47 例ある通り土間形式の内、16 例が雁行形の平面を取るものである。その初例は、18 世紀後期の松田家住宅である。竹原においては、建物の正面間口が 2 間半から 6 間と規模の大小に関わらず雁行形の例が見られた。また吉井家住宅は建築当初は普通の直線的な通り土間であったのを 19 世紀前期頃に雁行形に改造したもので、このように普通の通り土間から雁行形に改造した例（久保谷家住宅など）もいくつか見られた。

通り土間・前土間形式は部屋列の表側一室目を土間としたもので、竹原においては 7 例ある。早例は、明治前期から中期頃の尾野家住宅である。なお、梶川家住宅は、向かって右側の前方部だけを土間としている。通り土間形式の町家の多くが昭和戦後になると前方部だけ土間を残し玄関とし、その後方に床を張って近代的な台所とする改造をしている。尾野家住宅は建築当初からの形であり、その早い事例と言える。

表1 調査町家一覧

名称	建築年代	屋根形式	方向	間口	土間形式	大戸	部帳	上屋	下屋	二階壁	二階窓	二階袖壁	一階座敷	二階座敷
いっぶく	18世紀後期	切妻	妻入	3	●通り・庭	×	△	棧瓦	本瓦	大壁・白漆喰	出格子	○	×	×
城原家住宅	大正-昭和戦前	切妻	平入	4	通り・雁	×	×	棧瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	平格子	○	×	○
久保谷家住宅	大正	入母屋	妻入	●5	●通り	○	×	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	虫籠窓	○	○(角屋)	×
吉井家住宅	元禄4(古文書)	切妻	平入	5.5	通り・庭	○	△	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	出格子窓	×	×	×
旧松阪家住宅	明治	入母屋	平入	5.5	通り	×	×	本瓦	本瓦	大壁・青大津	虫籠窓	×	○	×
水野家住宅	大正9年(登記簿)	入母屋	妻入	3.5	●通り	×	×	セメント瓦	セメント瓦	大壁・白漆喰	サッシ	○	○	○
堀友家住宅	明治43年(棟札)	切妻	平入	8.5	前・通り	△	△	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	連子窓	○	×	×
梶川家住宅	明治17年(棟札)	入母屋(背切妻)	妻入	●3	前	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・白漆喰	虫籠窓	×	○	×
尾野家住宅	明治前期-中期	切妻	平入	3.5	前・通り	×	×	棧瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	○	×
岩川家住宅(うつつ屋)	明治後期	切妻	平入	3.5	通り	△	△	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	○	×
古川家住宅	明治後期	切妻	平入	7	通り	×	×	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	○	×
竹鶴家住宅(右)	19世紀前期	切妻	妻入	4	通り	×	△	本瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	格子窓	○	×	×
竹鶴家住宅(左)	18世紀後期	切妻	妻入	3	通り	△	×	本瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	格子窓	○	×	×
佐倉酒店	19世紀中-明治初	切妻	平入	5	通り	×	×	本瓦	本瓦	真壁・白漆喰	格子窓	○	×	×
二宮家住宅	明治前期	入母屋(背切妻)	妻入	3	通り・雁	○	○	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	虫籠窓	○	○	×
上吉井家住宅(初代郵便局跡)	明治	入母屋	妻入	5	通り・雁	○	×	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	平格子	×	×	×
正田家住宅	明治中期-後期	切妻	平入	2.5	●通り	×	×	棧瓦	本瓦	真壁・白漆喰	虫籠窓	○	○	×
旧村上家住宅(竹家)	18世紀後期	入母屋	平入	●5	●通り	△	×	本瓦	本瓦	真壁・白漆喰	虫籠窓	×	×	×
廿日出家住宅	19世紀前期	切妻	妻入	●3	●通り	×	×	本瓦	本瓦	大壁・白漆喰	虫籠窓	○	○	×
まちなみ竹工房	明治中期-後期	切妻	妻入	2.5	通り	○	○(復元)	棧瓦	本瓦	大壁・白漆喰	虫籠窓	○	×	×
櫻家住宅	18世紀後期	切妻	妻入	2	●通り	×	×	セメント瓦	セメント瓦	大壁・白漆喰	格子窓	×	×	×
竹雀	昭和20年代	入母屋	妻入	●2.5	●通り	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・黄大津	ガラス・肘	×	?	○
頼惟清旧宅	18世紀後期	切妻	妻入	4	通り	○	×	本瓦	本瓦	大壁・白漆喰	虫籠窓	○	×	×
前本家住宅	明治44年(聞き取り)	切妻	平入	5.5	通り	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	サッシ	○	○	×
松田家住宅	18世紀後期	入母屋	妻入	●3	●通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰・白漆喰	虫籠窓	○	×	×
樽谷家住宅	昭和4年(墨書銘)	入母屋(背切妻)	妻入	4	通り	×	×	棧瓦	棧瓦	新建材	ガラス・肘	×	○	○
西條家住宅	明治後期-大正初期	切妻	平入	4	通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・白漆喰	サッシ	○	○	×
増森家住宅	大正14年(墨書銘)	右入母屋、左切妻	平入	6	通り・雁	○	×	本瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	○	○	○
網干家住宅	昭和3年(聞き取り)	切妻	平入	4	通り	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・白漆喰	ガラス	○	○	○
宮崎家住宅	大正	切妻	平入	3	●通り	×	×	棧瓦	棧瓦	大壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	△	○
岩谷家住宅	大正	切妻	平入	●3	●通り・雁	×	×	棧瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	サッシ・肘	○	○	△
吉名家住宅	大正	切妻	平入	3.5	通り	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス	○	○	○
江木家住宅	大正	切妻	平入	3	通り	×	△	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	○	○
手しごと塾楽・古布くろたき	明治前期-中期	切妻	平入	3	前・通り	×	×	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	出格子	×	?	○(戦後)
片山家住宅	18世紀後期-19世紀前期	入母屋	妻入	2.5	通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	出格子	○	○	○
藤井酒造	明治後期	切妻	平入	6	通り・雁	○	×	本瓦	本瓦	大壁・黒色漆喰	虫籠窓	○	×	×
勝谷家住宅	明治40年頃(家屋台帳)	切妻	平入	4.5	通り	×	△	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	サッシ・肘	×	○	○
田志口家住宅	明治後期	切妻	平入	4.5	●通り	△	△	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	×	○	○
巽家住宅	明治30年(棟札)	入母屋	平入	6	●通り・雁	○	×	棧瓦	棧瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	×	○	×
高多家住宅	明治前期	入母屋	妻入	3	通り	○	×	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス・肘	○	×	×
木村家住宅	大正	切妻	平入	7	●通り	×	×	棧瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	○	○	×
吉岡家住宅	明治後期	切妻	平入	5	通り	△	×	本瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	○	○	×
神谷家住宅	明治27年(棟札)	切妻	平入	●6	●通り・雁	○	×	セメント瓦	セメント瓦	モルタル	不明	×	△	×
水戸家住宅	明治10年代(伝聞)	切妻	平入	3.5	●通り	△	△	本瓦	本瓦	真壁・白漆喰	菱格子窓	×	×	○
濱本家住宅	明治末期-大正	入母屋(背切妻)	妻入	2.5	通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	サッシ	×	×	×
大下家住宅	大正	切妻	平入	4.5	通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	サッシ	○	○	×
川崎家住宅	明治21年(棟札)	切妻	平入	3.5	通り	×	△	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	虫籠窓	○	×	○(戦後)
松浦家住宅	明治後期-末期	切妻	平入	5	●前・通り	○	○	本瓦	本瓦	真壁・灰色漆喰	ガラス	○	○	×
吉井家住宅	昭和元年(聞き取り)	切妻	平入	4	●通り	×	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	サッシ	○	×	×
金澤家住宅	明治23年(棟札)	切妻	平入	3.5	●前・通り	△	×	棧瓦	棧瓦	真壁・灰色漆喰	出格子	○	○(角屋)	○
佃家住宅	18世紀末期-19世紀初期	切妻	平入	5.5	●通り	×	×	棧瓦	棧瓦	大壁・白漆喰	ガラス	○	○	×
桐谷家住宅	明治後期	切妻	平入	7.5	通り	×	×	本瓦	本瓦	真壁・青大津	出格子	○	○	○
大瀬家住宅	明治前期	切妻	平入	5	通り	○	△	本瓦	本瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	×	○	×
森原家住宅	明治中期	切妻	妻入	2.5	●前・通り	×	△	棧瓦	棧瓦	大壁・灰色漆喰	虫籠窓	×	○	○
竹原葬送会館別館	明治後期	切妻	平入	3.5	通り・雁	×	△	棧瓦	棧瓦	真壁・白漆喰	平格子	×	×	○(昭和戦前)
増田家住宅	昭和28年(聞き取り)	切妻	平入	4	●通り・雁	×	×	棧瓦	棧瓦	新建材	サッシ	×	×	×

※建築年代については、根拠があるものは()内に記している。それ以外は、細部等から判断した推定年代

※間口・土間形式の●は痕跡等から復元したもの

※各項目の○は現存、△は痕跡のみを示す

表2 調査を行った町家の正面間口

年代	正面間口												計
	2間	2.5間	3間	3.5間	4間	4.5間	5間	5.5間	6間	7間	7.5間	8.5間	
江戸時代	1	1	4		2		2	2					12
明治時代		4	4	6	1	2	4	2	3	1		1	28
大正時代			3	2	1	1	1		1	1	1		11
昭和戦前		1			4								5
計	1	6	11	8	8	3	7	4	4	2	1	1	56

※痕跡から復元したのものも含む

4. 大戸

竹原の町家では、通り土間の入口に大戸が現存、もしくはその痕跡があるものが2次調査56例中で22例あった。その内現存例は、13例（吉井家住宅・二宮家住宅・上吉井家住宅など）あり、他の地域と比べても少なくないと言える。大戸が現存する町家の初例は、元禄4年の吉井家住宅である。現存する大戸は、江戸時代が2例、明治時代が9例、大正時代が2例である。また現在は失われたり取り外されているが、その痕跡（その多くは大戸を吊っていた肘壺が残存）があるものは10例（竹鶴家住宅（左）・佐倉酒店など）で、江戸時代が3例、明治時代が7例である。大戸が現存もしくは痕跡がある町家の内、最も建築年代が新しい事例は、大正14年（1925）の増森家住宅で、竹原では大正時代という比較的遅い時期まで大戸が用いられていたようである。大戸の現存例や痕跡がある例が比較的多いことからして、竹原において大戸は、江戸時代から大正時代頃までの大多数の町家に設けられていたと推測される。なお大戸は、間口3間以上の町家に設けられていて、特に多くの事例が4間以上の規模の町家である。

大戸の形式は、内側に跳ね上げて床梁に付した金具で吊るものが多数を占めたが、大規模な町家では、吉井家住宅や上吉井家住宅・増森家住宅のように内開戸とするものがあつた。なお、増森家住宅の大戸は折戸の開戸としており珍しい。また久保谷家住宅のように、当初は跳ね上げ式であつたものを引戸に改造している例もあつた。

ところで、竹原の町家において、出入口（通り土間）の柱間上部に差物（楣）を通し、それに金具（小さな肘壺）で取り付けた、高さ15寸ほどで内側へ跳ね上げる形式の建具の痕跡が見られた（いっぶく・櫻家住宅・宮崎家住宅・岩谷家住宅・勝谷家住宅）。この建具の現存例はないが、いずれも大戸が現存せず、その痕跡もない町家であつた。建築年代が江戸時代後期から大正時代と幅広い時代の町家にその痕跡が見られた。大戸を設けない小規模町家の多くに設けられてい

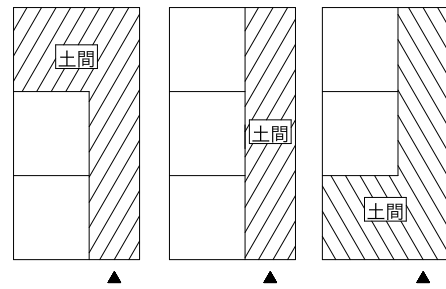


図1 平面形式

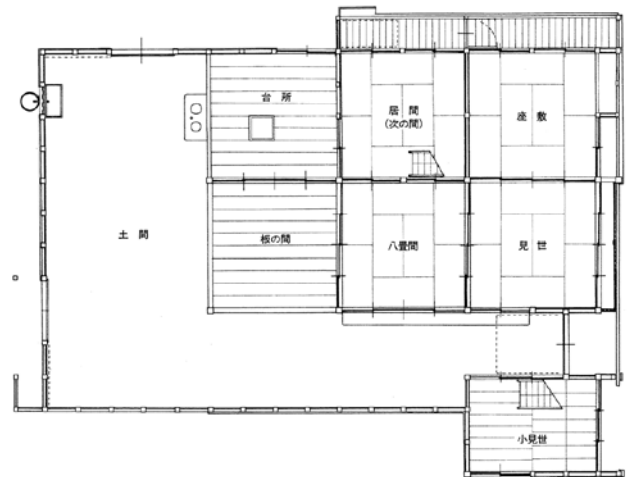


図2 旧石井家住宅平面図（竣工）
（東広島市教育委員会編（1997）より転載）

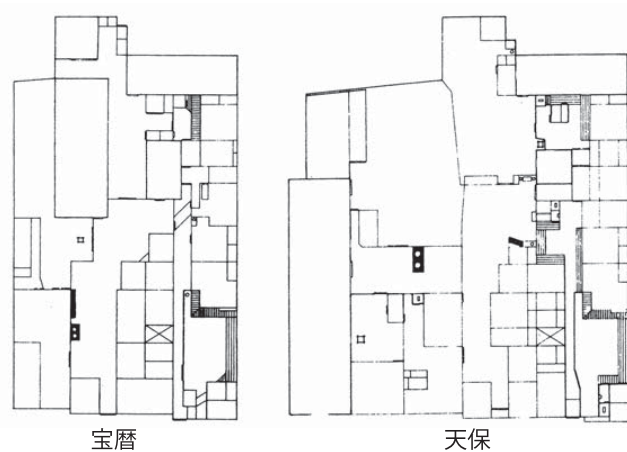


図3 史料からおこした吉井家住宅
（東京大学工学部建築学科建築史研究室編（1978）より転載）

たと考えられるが、ガラス戸やアルミサッシに改造されたものが多く、痕跡を確認できないものが多数あると考えられる。この建具は戸の上部だけのもので、それを閉じた後にその下方に小型の板戸あるいは板壁を建て込んだものと推定される。

5. 蓐帳

蓐帳は上げ戸のことで、瀬戸内海地域では広く「ブチョウ」と呼ばれ、蓐戸の一種である。上下2枚の戸板から成り、開くときは、上半分を室内側に跳ね上げて金具で吊り、下半分を外して、吊り上げた上半分の上に載せる。

蓐帳が現存、もしくはその痕跡があるものは、16例あった。蓐帳の現存例は、広島県内でも乏しく、竹原においても二宮家住宅・松浦家住宅の2例しかなかった⁶⁾。痕跡がある事例は13例で、江戸時代が3例、明治時代が8例、大正時代が2例である。江戸時代から大正時代まで多くの町家に設けられていたと考えられるが、明治時代以降に格子やガラス戸に改められたものが多く、痕跡を残さないもの、もしくは柱に板を張ったり柱を取り替えられたりして痕跡を確認できないものが多数あった。それでも、明治や大正時代に蓐帳を設けていた例は痕跡から10例あり、他地域に比べると年代が下降してもその事例は少なくない。

現存例や痕跡を残す事例は多くはないが、竹原において、江戸時代から明治時代までの一列型の小規模町家の床上開口部は蓐帳を設けたものが少なくなかったと考えられる。また吉井家住宅のような土間側に下見世の付いた二列型の大規模の町家では、二箇所ある床上開口部の内、片方を出格子、もう片方を蓐帳としていたと考えられる。

6. 格子

床上の開口部は先述した蓐帳のほかに、格子を設ける事例が見られた。以下、格子については、福島(2008)に今回の調査で新に得た知見を付加したものである。

格子は柱筋より外側に張り出した出格子と、柱筋(柱の外側に額縁を付けたものも含む)に設けた平格子の2種類に分類される。竹原の格子は、出格子と平格子に関係なく、組子の幅が同じものを上下の框間に通して並べ、それを外側から横棧を打って留めたものが多い。また組子の中間や下端に横連子(吉井家住宅など)や彫刻(旧松阪家住宅)(写真1)を設けた事例があった。横連子や彫刻を設けた事例は平格子にはなく、いずれも出格子である。これは出格子のほうが平格子より高級であるため、より目立つようにしたものと考

えられる。

格子は、取り付ける位置にも違いが見られた。すなわち土台上端と同高にしたもの、床高の位置にしたもの、窓形式にしたものの3種類があった。出格子は床高の位置に取り付け、平格子は土台上端と同高に取り付ける傾向が見られた。また出格子では、両端に繰形を施した持ち送りを設ける事例があった。

江戸時代の格子の現存例は、吉井家住宅の出格子のみで、残りは明治時代以降、特に昭和戦後のものが大半を占めた。

ところで、組子を上下の框間に通して並べる格子のほかに、上下に通る組子に上端を切り縮めた組子を混ぜた親子格子(竹鶴家住宅(左)・片山家住宅など)(写真2)が見られた。図4は昭和55年(1980)の本町通りの連続立面図である⁷⁾。これによると本町通りで格子のある建物は24棟で、格子は40例あることが分かる。これに対して現状の本町通りでは、格子のある町家は40棟で、格子は54例に増えている。この内、横連子や彫刻を用いた出格子の例は17例であり、昭和55年時の10例から増加している。また親子格子は、昭和55年時には、僅かに1例しかなかったが、現在は13例に増加している。このことから、現在竹原で見られる親子格子のほぼすべては、昭和55年以降に行われた重要伝統的建造物群保存地区の修景事業によって新規に設けられたことが分かる。また現在、横連子や彫刻がある出格子を竹原格子と称しているが、その半数近くが近年に修景として造られたものである。

なお格子の用材については、昭和戦前までのものはほぼすべてが母の柾目材を用いており、特に年輪のつんだ良質なものが選ばれていた。また、母は木肌がやや濃く、染付をしないで白木のまま格子に使われた。近年の修景事業では檜材を用い、しかも黒色や濃茶色に塗装されていることが多く、そういった点では竹原の伝統から逸脱していると言える。

7. 二階外壁

竹原の町家の二階外壁には、柱を完全に覆い隠す大壁造(頼惟清旧宅など)(写真3)と柱を見せる真壁造(吉井家住宅など)(写真4)がある。また真壁造には、柱を塗籠めてその形を造り出すもの(堀友家住宅など)(写真5)と、白木としたもの(岩谷家住宅)(写真6)がある。柱を塗籠めず白木とする真壁造の初例は、明治10年頃に建てられた水戸家住宅である。それ以前の江戸時代の町家は、大壁造と柱形を造り出した真壁造の二種類だけであり、持ち主の好みや経済力



図4 本町通り連続立面図①
(福永(1980)より転載)



図 4-2 本町通り連続立面図②
(福永 (1980) より転載)

によって使い分けられていたと思われる。

また壁の表面の仕上げは、大壁造・真壁造ともに灰色漆喰（大瀬家住宅など）と白漆喰（久保谷家住宅など）・青大津（旧松阪家住宅・桐谷家住宅）・黄大津（竹雀）とするものがあつた。また現存例は一つもないが、仕上げを施さない中塗り（砂塗）がかつてはあつた。灰色漆喰が29例、白漆喰が20例、青大津が2例、黄大津が1例である。灰色漆喰がやや多く、白漆喰がそれに続く。ところで、昭和50年代撮影の写真（三浦正幸氏撮影・所蔵）によると、灰色漆喰（櫻家住宅）・黄大津（梶川家住宅）・中塗り（高橋家住宅、未2次調査）であつたものが、現状ではいずれも白漆喰となっている。それらは、近年の修景事業によって白漆喰に改められたものである。したがって、現状における白漆喰の大半が、櫻家住宅・梶川家住宅・高橋家住宅の3例のように修景事業によって改められた可能性が推測される。現存最古の吉井家住宅が灰色漆喰であることや昭和50年代に撮影された写真（三浦正幸氏撮影・所蔵）から、竹原においては灰色漆喰が多数を占めていたと考えられる。なお、中塗りの町家は江戸時代以来、多数存したと思われるが、前述したように現存例は一つもない。青大津の初例は、明治時代の改造による旧松阪家住宅である。また黄大津の初例は、明治17年（1884）の梶川家住宅であり、明治時代になり青大津と黄大津が現れたようである。白漆喰の早例は、大正時代の久保谷家住宅で、昭和戦前に一般化し

たと思われる。なお、主屋の裏側や土蔵は江戸時代より白漆喰であつたと考えられる。

8. 二階袖壁

竹原において、二階正面の両隅に袖壁（卯立の一種）を設けた事例が、二次調査56例中の37例とおよそ3分の2の町家に見られた。時代別に見てみると江戸時代が9例、明治時代が16例、大正時代が10例、昭和戦前が2例であり、江戸から昭和戦前の各時代を通じて設けられていたことが分かる。また25例が平入の町家であつて、平入に設けた例が妻入より多かつた。

竹原において二階袖壁は、二つの形式に分けることができる。一つ目は、二階隅柱とは別に傾斜させて柱を尾垂れの上に立てて作ったもの（いっぶく・竹鶴家住宅（右・左）など）（写真7）で、37例中8例である。そのうち5例が江戸時代のものである。また佃家住宅を除く7例が妻入の町家に設けられたものである。

二つ目は、二階隅柱に障立状の小壁を取り付けたもので、29例あつた。一つ目の形式に比べると壁の厚みが薄い。時代別に見てみると、江戸時代が4例、明治時代が15例、大正時代が9例、昭和戦前が2例であつた。また二つ目の形式には、木枠を壁で覆い隠した大壁造（佐倉酒店など）（写真8）と木枠を造り出した真壁造（水野家住宅など）（写真9）、木枠を塗籠めない真壁造（網干家住宅など）（写真10）の3種類があつた。

なお、頼惟清旧宅（写真 11）と高多家住宅は一階にも袖壁を設けている。

9. 二階窓

竹原の町家の二階は、先述したように塗籠としたものが多い。そのため二階開口部は、虫籠窓（旧村上家住宅・頼惟清旧宅など）（写真 12）としたものが多かった。虫籠窓は 18 例あり、江戸時代が 4 例、明治時代が 11 例、大正時代が 3 例である。建築年代が江戸時代のものには、塗籠の格子窓（竹鶴家住宅（左）など）や出格子（吉井家住宅など）（写真 13）があり、江戸時代までは虫籠窓と塗籠の格子窓・出格子が併用されていたと考えられる。

また明治時代後期になると、尾野家住宅のように肘掛付きの窓（写真 14）が設けられるようになり、大正時代から昭和戦前期には一般化したと考えられる。近年に取り替えられたものや新規に設けられたものが多いが、尾野家住宅や岩谷家住宅のように建築当初のものも僅かに残っている。また明治時代末期になるとガラス戸を設ける例（前本家住宅）も現れ、その後大正・昭和戦前に普及したと考えられる。昭和 50 年代以降では、アルミサッシに改造された例が増えている。

このほかに、木製の格子戸とする例もあったが、近年に取り付けられた新品ばかり、すなわち修景事業によるものと考えられた。また連子窓（横連子）とする例（堀友家住宅）（写真 15）もある。

なお、外枠に練形を設け、内部を菱格子とした虫籠窓（旧松阪家住宅）（写真 16）や菱格子窓（水戸家住宅）として二階開口部を華やかに飾る例も見られた。また久保谷家住宅の側面には、洋風の塗籠の肘掛窓、吉名家住宅では戦時供出され現存はしないが銅製の肘掛の痕跡がある。

10. 瓦

現状では竹原の町家の多くが棧瓦葺となっているが、ほとんどの例が昭和戦後に葺き替えられたもので、大正時代までは、寺院建築の屋根に使用されている高級な本瓦葺が主流であったと考えられる。竹原で棧瓦葺が導入された年代が判明する初例は、昭和 3 年（1928）の網干家住宅である。本瓦から棧瓦の移行は、大正時代から昭和初期にかけてと考えられ、他の地域に比べると遅い時期である。なお表通りから見えない背面下屋では、それより前の明治時代後期から棧瓦が使われていたと考えられる。

本瓦葺とした場合、軒先に丸・平瓦とも瓦当ができる。明治時代までは巴文瓦・唐草文瓦が使用されてい

たが、明治時代後期になると松浦家住宅（写真 17）のように無文の瓦が使用されるようになった。

ところで、正面の尾垂れ（一階下屋）は、上屋を棧瓦葺としたものでも本瓦葺とする事例（いっぶくなど）が少なからず見られた。尾垂れは、上屋に比べると街路からよく見えるため、体裁を整えるために棧瓦葺とせず高級な本瓦葺のままにしたものと考えられる。また上屋に比べると瓦を葺く面積が小さく、本瓦葺としてもそれほど費用がかからないという経済的な理由も推測される。

11. 座敷

江戸時代において、参勤交代の途次に大名が宿泊する本陣・脇本陣や士分が泊まる旅屋、藩から特別に与えられた役柄の町家にしか座敷（少なくとも床を設けた畳敷きの部屋）を構えることは許されていなかった。そのため、座敷を持つ町家は、町内で数軒以内であった。竹原において、江戸時代から座敷を構えることが許されていたのは、町家では吉井家住宅だけ（士分の邸宅である重要文化財春風館頼家住宅・復古館頼家住宅は除く）である。しかし、吉井家にしても藩主が訪れた際に使用する御成座敷が主屋とは別に設けられているだけで、日常的に使用する部屋ではなかった。なお、頼惟清旧宅は江戸時代に建てられた町家であったが、幕末から明治にかけて主屋右方を増改築して座敷が設けられている。

明治時代になると自由に座敷を設けることができるようになったため、座敷を保有する町家は激増する。座敷を設けている町家は、56 例中 39 例であった。なお建築年代が江戸時代の佐倉酒店・廿日出家住宅・片山家住宅・佃家住宅にある座敷は、規則がなくなった明治時代以降に床を補加するなどして座敷に改造したものである。

次に座敷の位置について触れておく。竹原の町家において座敷が設けられる位置は、一階や二階の背面である例が大半を占めた。また少数例として角屋（久保谷家住宅など）に設ける例がある。一階と二階の両方に座敷を設けているのは水野家住宅など 15 例あった。一・二階の片方に設けた例は 22 例あり、特に一階のみに座敷を設けた例（梶川家住宅・濱本家住宅など）が 19 例と多かった。

ところで、竹原において、柱などの木部全般を墨（松煙など）や柿渋で、黒く染付にする事例が少なくなかった（二宮家住宅など）。しかし大正時代から昭和戦前頃になると、まず二階の座敷のみを白木にするものが現れる。それでも一階は、従前通りに染付としていた



写真 1

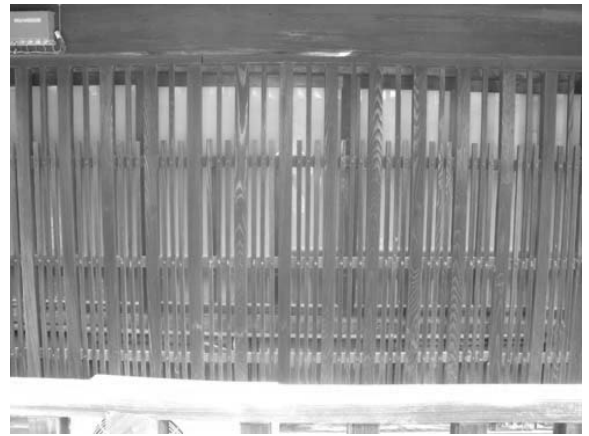


写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



写真 16

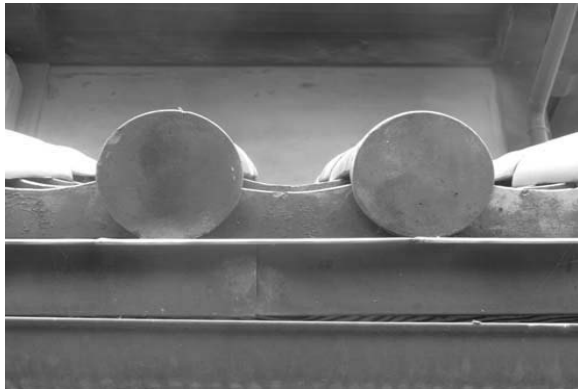


写真 17



写真 18

が、昭和 30 年代以降になると一階も含めて室内全般をも白木となったようである。

12. 建築用材

町家に使われる建築用材は、一般的に杉・松・檜(但し梁は松)である。しかし、竹原の町家においては、現存最古の吉井家住宅のように、年輪の幅が狭い柁目の榿を柱や鴨居に使った事例が少なくない。特に建築年代が江戸時代から明治時代の町家の多くが柱材に榿(梁材は松丸太)を使用していて、他地域とは異なり、柱において松や杉や檜の使用例は多くなかった。竹原において榿を使って家を建てるのが、「榿普請」と称する一種のステータスであったと推測される。しかし、大正時代になると榿材の使用例は激減している。榿材の枯渇がその原因と推測される。その後は、竹原でも檜や杉が主流となった。なお、出格子・平格子は年代が下降しても榿の柁目材が一般的に使われており、近年の修景事業に限って檜や杉が使われるようになったと考えられる。

13. 古材の再利用

町家は、一般的に古材を再利用して建てられるが竹原の町家もその例外ではない。廿日出家住宅は、19 世紀前期に 18 世紀後期の古材を再利用して建てられ、大瀬家住宅は明治前期の建築であるが、18 世紀後期の小屋組や数本の柱を再利用している。このように竹原では、明治時代までに建てられた町家は、古材を再利用した事例が少なくない。江戸時代において安芸国では、民衆が所持した山林、すなわち腰林においてすら木材の伐採が厳しく制限されていた(佐竹, 2012)。そのため町家や農家を建てる際には、古材を再利用せざるを得なかったと考えられる。なお竹原において、明治時代の町家に古材を再利用したの多いのは、明治に入っても江戸時代の慣習が残されていたためであろう。それに対して大正時代になると、古

材を使用せずにすべての部材が新材で建てられた町家の事例が急増する。その代表例は、大正 14 年(1925)の増森家住宅である。これ以後、古材を再利用した町家は減少し、新材を使って建てるのが主流となったと考えられる。もちろん、昭和 30 年代以降で古材を再利用した例はなかった。

14. 町家以外の建物

2 次調査を行った建物には、56 例の狭義の町家以外に邸宅・長屋・土蔵・店舗があった。邸宅は堂面家別邸や赤坂家住宅・桐谷家住宅などがある。また咬菜居(中村三里旧宅)のように文人の隠宅もあった。また堀川家住宅は、かつては吉井家の新座敷として 19 世紀中期に建てられたもので、吉井家住宅の主屋と接続して建つ。なお、堀川家土蔵もかつては吉井家が所有していたものであり、『吉井家旧記』によると安政 6 年(1859)に酒造蔵として建てられたという(山田ほか, 1978)。

長屋は居住専用で、同じ間取りが二・三軒ほど接続するものである。竹原において長屋の事例は、有本家住宅・吉近家住宅・大植家住宅などが挙げられる。いずれも明治時代以降のものである。なお森家住宅(未 2 次調査)は本町通りに建つ三軒長屋であるが、一般的に長屋は主要な通りに面しては建てられないものであり、稀な事例である。あるいは移築された可能性も考えられる。また森家住宅は 1 次調査(外観調査)によると江戸時代のものであり、この推定が正しいとすると全国的に見ても数少ない江戸時代の長屋として貴重である。

店舗は、旧日の丸写真館などがある。

土蔵は、町家に付属する収納のための内蔵と酒や醤油などを醸造する醸造蔵があった。町家に付属する内蔵としては、川崎家土蔵などがある。酒造蔵は竹鶴家住宅や藤井酒造に江戸時代のもものが 5 棟残っている。

IV. 江戸時代における妻入と平入の混在について

1. 妻入と平入

町家の屋根は、大部分が入母屋造か切妻造であって、正面街路に対する屋根の向きによって、妻入と平入に区別される。町家において妻入と平入のどちらを建てるかは、敷地の広狭によって左右される。妻入とした場合、雨水は隣家との境に落ちることになるので、敷地境界に排水溝が必要になる。また軒の出を敷地内に納めるためには、建物の正面間口を敷地間口よりも小さくする必要が生じ、土地の有効活用ができない。したがって敷地を最大限に使用するのであれば、平入のほうが有利である。そのため京都のような大都市では、敷地が狭いため「洛中洛外図屏風」に描かれているように平入の町家ばかりであった。また日本有数の港町である鞆の浦（広島県福山市鞆町）も敷地が狭く隣家との間に余裕がないため、同様に平入の町家ばかりである⁸⁾。それに対して、竹原はいわゆる在郷町であって、敷地に余裕があり、妻入・平入のどちらでも建てるのが可能である。

ところで町家の敷地は、一般的に短冊型と呼ばれるように、正面の間口に比して奥行が深い縦長の長方形となる。そのため敷地を有効に活用するためには、妻入としたほうが合理的である。ところが、竹原においては、表3に示したように江戸時代の妻入はすべて小規模で、中大規模なものは、平入としている。また中大規模な町家で妻入としているのは、すべて明治以降に建てられたものである。ここでは、竹原における江戸時代の町家に妻入と平入が混在する理由について若干の考察をしておく⁹⁾。

2. 江戸時代の町家

竹原において2次調査を行った狭義の町家56例の内、建築年代が江戸時代のものは、12例である。こ

こでは各町家の概要を簡略に記しておく。

いっぶく

建築年代は、18世紀後期と考えられる。間口は3間である。梁間3間で、屋根は切妻造妻入である。現在は店舗に改造されているが、痕跡から当初は、向かって左側を通り土間があり、右側に一列に三室並べた部屋の背面を通り土間の後端部が回り込む平面、すなわち通り土間・裏庭形式であったと考えられる。通り土間が部屋の後方に回り込む平面は、安芸国では、江戸時代にもみられる古式な平面である。

吉井家住宅

建築年代は、元禄4年(1691)と考えられている。間口5間半(隣接する堀川家に当たる増築部を除く)と大規模な町家で、江戸時代には藩主の御成が行われており、格式が高い。主屋は切妻造(左側は幕末の増築により入母屋造となっている)の平入で、背面は鏝葺となっている。そのため梁間3間の上屋の後方に半間の庇を設けた構造となっている。向かって左側を通り土間(左正面に小店付き)として、右側に部屋を二列に二室並べて、さらにそれに続けて後方に角屋を設けていた。主屋の左方は、19世紀中期に増築されたもので、現在は、さらに左側にある土蔵とともに堀川家住宅となっている。

竹鶴家住宅

本町通りに並んで建つ4棟の竹鶴家住宅のうち、狭義の町家の形を成すのは一番右の棟(竹原家住宅(右))と左から2番目の棟(竹原家住宅(左))である。竹鶴家住宅(右)の建築年代は、19世紀前期と考えられる。屋根は切妻造の妻入で、一階正面の間口は4間である。明治時代に一階の床や間仕切りが取り払われ、土間の一室となったと考えられる。また同時に二階の床も撤去された。近年には、正面のほとんどの柱が取り替えられている。当初は、痕跡から向かって右側に

表3 江戸時代町家一覧

名称	建築年代	屋根形式	妻入・平入	間口	梁間
いっぶく	18世紀後期	切妻造	妻入	3	3
吉井家	元禄4年	切妻造	平入	5.5	3
竹鶴家(右)	19世紀前期	切妻造	妻入	4	2.5
竹鶴家(左)	18世紀後期	切妻造	妻入	3	3
佐倉酒店	19世紀中期-明治初期	切妻造	平入	5	3.5
旧村上家	18世紀後期	入母屋造	平入	●4.5	4
廿日出家	19世紀前期	切妻造	妻入	●3	3
櫻家	18世紀後期	切妻造	妻入	2	2
頼惟清旧宅	18世紀後期	切妻造	妻入	4	3
松田家	18世紀後期	入母屋造	妻入	●3	3
片山家	18世紀後期-19世紀前期	入母屋造	妻入	2.5	2.5
佃家	18世紀末期-19世紀初期	切妻造	平入	5.5	3

※間口の●は、痕跡より復元したもの

通り土間を設け、左側に一列に三室の部屋を並べていた。屋根は、切妻造の妻入で左右を鋸葺、正面に小庇付とする、いわゆる兜造としている。そのため上屋の梁間を2間半とし、左右に4分の3間ずつの庇が付く形となっている。

竹鶴家住宅（左）の建築年代は、18世紀後期と考えられる。二階の梁間は3間で、屋根は切妻造の妻入である。一階正面の間口も3間で、向かって右側に通り土間を設けて、左側に一列に三室の部屋を並べている。

佐倉酒店

建築年代は、19世紀中期頃と考えられる。屋根は切妻造の平入で、梁間は3間半である。間口5間の大規模な町家で、現在は店舗に改造されているが、痕跡から当初は、向かって右側に通り土間を設け、左側に二列に部屋を並べていたと考えられる。

旧村上家住宅（竹楽）

建築年代は、18世紀後期と考えられる。梁間4間で、屋根は入母屋造の平入とする。間口4間半で、現在は内部を店舗に改造しているが、当初は、痕跡から向かって右側に通り土間を設け、左側に一列もしくは二列に二室の部屋を並べていたと推測される。

廿日出家住宅

建築年代は、19世紀前期と考えられる。梁間3間で、屋根は切妻造の妻入である。間口は3間で、向かって右側に通り土間を設け、左側に一列に部屋を並べている。

櫻家住宅

建築年代は、18世紀後期と考えられる。梁間2間で、屋根は切妻造の妻入である。間口は2間で、向かって右側を通り土間として、左側に一列に三室の部屋を並べている。

頼惟清旧宅

主屋の建築年代は18世紀後期で、19世紀中期に右方の座敷を増築したと考えられる。主屋は切妻造の妻入であるが、左側を鋸葺としていて、梁間3間の上屋の左側に1間の庇を付した形としている。主屋の間口は4間で、向かって右側に通り土間を設け、左側に一列に四室の部屋を並べる。なお、土間の奥にある茶室は、後世に増築されたものである。

松田家住宅

建築年代は、18世紀後期と考えられる。梁間3間で、屋根は入母屋造の妻入である。間口は3間で、当初は、痕跡から向かって左側を通り土間として、右側に一列に三室の部屋を並べていたと考えられる。

片山家住宅

建築年代は、18世紀後期から19世紀初期と考えられる。梁間2間半で、屋根は入母屋造の妻入である。間口は2間半で、当初は、痕跡から向かって左側に通り土間を設け、右側に一列に部屋を並べていたと考えられる。

佃家住宅

建築年代は、18世紀末期から19世紀初期と考えられる。屋根は切妻造の平入であるが、正面に鋸庇を設けて、梁間3間の上屋の正面に一間の庇を付した形にしている。間口が5間半の大規模な町家で、当初は、痕跡から向かって右側に通り土間を設けて、左側に二列に部屋を並べていたと考えられる。

3. 御触書との関連

江戸時代には、幕府や藩から様々な御触書が出されており、建物の造作に対する規制も見いだすことができる。後述するような梁間規制に関する論考は、多数なされている¹⁰⁾。町家に関しては大場修氏の研究がある¹¹⁾。大場氏は膨大な町家建築の調査を通して、町家の形式と梁間規制の関係を論じている。竹原においても町家と梁間規制に関係があったと考えられるが、竹原の町家に対して梁間規制の存在とその影響を示す史料はない。したがって本稿では、調査を実施した町家および広島藩における寺院など他の建築から御触書、すなわち梁間規制が竹原の町家に与えた影響を以下に推論したい。

江戸では、明暦3年（1657）に町家に対して梁間を3間以下に規制する御触書¹²⁾が出されている（以下、梁間を3間以下に規制することを「梁間3間規制」と記す）。この御触書が広島藩における町家の造作に対してどの程度影響を与えたのかは、定かでない。その後寛文8年（1668）に幕府より出された御触書には、「梁行京間三間に限へし」という条があり、これによって社寺建築の梁間は3間以下に制限されることになった¹³⁾。広島県内では、国前寺本堂（広島市、寛文11年【1671】）や妙正寺本堂（三原市、享保9年【1724】）、宗光寺本堂（三原市、享保12年【1727】）、極楽寺本堂（三原市、元文2年【1737】）や浄土寺方丈（尾道市、元禄3年【1690】）は、何れも上屋梁間が3間以下であって、その影響を受けたと考えられる社寺建築の好例である。この他にも戦災焼失した妙頂寺本堂も梁間3間規制の影響を受けていたと考えられ、広島藩においては「梁間3間規制」が遵守されていた可能性が高いことが窺える。この寛文8年の御触書は、社寺建築を対象にしたものであって、町家は含まれていない。町家は社寺建築より格の落ちるもので

あり、それが何の制限もなしに自由な規模で建てることのできたとは考えがたく、町家に対する制限は社寺建築よりも厳しかったと考えるのが自然である。前述のように広島藩では、社寺建築において梁間を3間以下にするという御触書が遵守されていたと考えられる。したがって、成文化されていないが、広島藩において遅くとも寛文8年以降に町家にも「梁間3間規制」が適用されていたと考えてよいであろう。後述するように竹原の江戸時代における妻入の町家が、すべて梁間3間以下であることもその証左となろう。

4. 「梁間3間規制」の影響

すでに述べたように、一般的に町家の敷地は縦長であるため、妻入としたほうが奥に向かって建物を伸ばすことができるため、土地の有効活用という点では優れている。しかし妻入の町家は、外見から梁の長さを容易に判断されてしまう。そのため、前述したように広島藩においては、遅くとも寛文8年以降に梁間3間以上の町家を建てることは、成文化されてないものの規制されていたと推測される。ところで、竹原においては、いっぽく・竹鶴家住宅(左)・廿日出家住宅・櫻家住宅・松田家住宅・片山家住宅のように、建築年代が江戸時代の妻入の町家は、いずれも梁間が3間以下のものばかりである。またそれらの町家は、いずれも間口が3間以下の小規模なもので、片側を土間として、もう片側に一列に部屋を並べた、いわゆる一列型平面の町家である。すなわち江戸時代は、間口が3間以下の一列型である場合にのみ妻入とすることができたと考えられる。

それに対して、部屋を二列に並べる二列型の町家は、必然的に間口が3間以上になってしまう。そのため梁間は3間以上になってしまい、「梁間3間規制」に抵触してしまうため妻入とすることはできない。したがって吉井家住宅・佐倉酒店のような間口が3間を超える二列型の大規模な町家は、平入とせざるを得なかったと考えられる。平入とすると二列に部屋を並べることが可能で、尚かつ正面街路から梁間の規模が分かりにくいいため、3間以上のもの(佐倉酒店・旧村上家住宅)を建てることのできた。しかし、梁間を大きくしすぎると、必然的に棟高が大きくなってしまう。そのため平入とした場合でも、梁間は大規模なものでも4間(旧村上家住宅)が最大であった。

なお、竹鶴家住宅(右)(写真18)と頼惟清旧宅は、ともに間口4間であり3間より大きいにも拘わらず、妻入で建てられている。ところでこの2例は、竹鶴家住宅(右)が左右両側を、頼惟清旧宅が左側を鋳葺と

する兜造としている。両者は普通に造れば、梁間4間になるものである。しかし、竹鶴家住宅は左右に4分の3間、頼惟清旧宅は左方に1間の庇(下屋)を設けることで、竹鶴家住宅(右)は梁間2間半、頼惟清旧宅は梁間3間にしている。また、吉井家住宅は平入としながらも、背面を鋳葺とすることで梁間を3間としている。さらに佃家住宅は間口5間半で平入としているが、正面に1間の鋳庇を設けることで梁間を3間としている。寛文8年の御触書には「四方しころ庇京間壱間半を限へし」と定めた条文がある。竹鶴家住宅(右)や頼惟清旧宅・吉井家住宅・佃家住宅の鋳葺は、この条文に準拠したものと考えられる¹⁴⁾。竹鶴家住宅(右)・頼惟清旧宅・吉井家住宅・佃家住宅の4例は町家に鋳葺が用いられている事例であり、さらに吉井家住宅・佃家住宅の2例は平入としながらも梁間3間としている。寺院本堂では、先に挙げた国前寺本堂や妙正寺本堂が鋳葺としているが、竹鶴家住宅・頼惟清旧宅・吉井家住宅・佃家住宅の4例は、町家においても梁間を3間以下に規制することが遵守されていた可能性を示す重要な事例と言える。

5. 角屋の利用

平入とした町家は、正面間口一杯に建物を建てることのできたが、梁間は大規模なものでも4間ほどにしかできず、敷地の奥行を活用することができなかった。そのため、吉井家住宅や佃家住宅に見られるように二列に並べた主屋の背面に角屋を接続させるのが一般的であった。そうすることで、敷地の奥行を無駄なく活用することができた。建築年代は明治まで降るが、江戸時代の規模を踏襲していると考えられる旧松阪家住宅と大瀬家住宅は、間口が4間を超える大規模な町家で、平入としている。そして主屋の背面には角屋を接続している。平入とした町家の主屋の背面に角屋を接続させる構造は、大規模な町家の一つの典型例と言え、それは「梁間3間規制」の影響を受けたものとしてよいであろう。

6. 竹原における妻入と平入

以上のことから、竹原において江戸時代の町家に妻入と平入が混在しているのは、竹原が在郷町であるため敷地に余裕があり、短冊型の敷地に適した妻入の町家を建てることのできたこと、さらに「梁間3間規制」によって、正面間口が3間を超える二列型の大規模な町家は、規制を遵守するために平入にしなくてはならなかったためと考えられる。

なお、明治時代になると、「梁間3間規制」がなく

なったため、上吉井家住宅など梁間3間を超える大規模な町家が妻入で建てられるようになる。しかし、明治時代はまだ江戸時代の雰囲気を残していたようで、高橋家住宅や枝長家住宅のように江戸時代の規模を踏襲して梁間3間とするものもあったようである。

V. 結語

本稿では、竹原において調査を行った建造物の内、狭義の町家56例についてその建築年代や規模さらに大戸や蔀帳、二階の壁、瓦など細部意匠の特色について述べた。これまで、竹原の建造物について詳細な調査はされておらず、町家の特色について述べたものはほとんどなかったが、本稿によって竹原の町家の特色をある程度まとめることができ、瀬戸内を代表する歴史的建造物群であることを再認識できたと考えられる。

また建築年代が江戸時代の町家において妻入と平入が混在する理由について若干の考察を行い、梁間を3間以下に規制する御触書にその原因を求めた。

【謝辞】

調査に際しては、各建造物の所有者の皆様および地域の方々に便宜を図っていただき、竹原市教育委員会の方には、所有者との打ち合わせなどご協力いただいた。また三浦正幸先生（広島大学大学院文学研究科）には調査や図面の作成等に際してご指導いただき、川後のぞみ氏・武田里織氏・山口佳巳氏には、調査や報告書の作成においてご尽力いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

【注】

- 1) 東京大学工学部建築学科建築史研究室編（1978）
- 2) 竹原に関する論考には、鈴木（1980）、三浦・迫垣内（1980）や上村ほか（2013）などがある。
- 3) 本稿においては、竹原市教育委員会と協議の上、個人情報保護の観点から各町家の平面図や断面図および内部写真の掲載はしていない。
- 4) 山田ほか（1978）によると吉井家住宅の建築年代は、吉井家に残る古記録から元禄4年と考えられている。
- 5) 本町通りに並んで建つ四棟の竹鶴家住宅の内、狭義の町家の形を成すのは一番右の棟と左から2番目の棟である。本稿では便宜上、一番右の棟を竹鶴家住宅（右）、左から2番目の棟を竹鶴家住宅（左）と記す。
- 6) まちなみ竹工房の蔀帳は、近年の復元である。
- 7) 福永秀才（1980）所収。
- 8) 広島大学大学院文学研究科文化財学研究室編（2009）参照。
- 9) なお、大場修（2004）で大場氏は竹原における平入町家

の発生について論じているが、後述するような梁間規制との関連については言及していない。

- 10) 大熊喜邦（1921）・水野耕嗣（1976）・光井渉（1994）・金行信輔（1999）など。
- 11) 大場修（2000, 2004）など。
- 12) 『御触書寛保集成』普請作事并上水道等之部 明暦三酉年四月
（前略）一作事仕候とも長屋は不及申、裏棚居間之分も三間梁より大キニ作り申間敷事
- 13) 『御触書寛保集成』寺社之部 寛文八申年二月 覚
一梁行京間三間を限へし、但、桁行は心次第たるへし
一佛壇つや京間三間四方を限へし
一四方しころ庇京間壹間半を限へし
一小棟作たるへし（後略）
- 14) 大場氏は竹原の町家とは明記していないが、瀬戸内地域の鋳葺が梁間規制の影響下で形成されたと推測している（大場修, 2000）。

【文献】

- 上村信行・吉田宗人・吉田倫子・宇高雄志（2013）：町並み保存地区における住民意識の時系列分析による伝建地区制度の評価：竹原市竹原地区重要伝統的建造物群保存地区を事例として。日本建築学会計画系論文集, 78, 1283-1291
- 大熊喜邦（1921）：江戸時代の住宅に関する法令とその影響。建築雑誌, 35, 535-566.
- 大場修（2000）：近世町家における梁間規制と鋳葺き一泉南地域における鋳葺き町家の構造と発展一。建築史学, 35, 2-29.
- 大場修（2004）：『近世近代町家建築史論』中央公論美術出版。
- 金行信輔（1999）：寺社建築に対する江戸幕府の規制法令。建築史学, 33, 144-150.
- 佐竹昭（2012）：『近世瀬戸内の環境史』吉川弘文館。
- 鈴木充（1980）：竹原の伝統的街区に関する研究 そのI：伝統的街区の保存構想。日本建築学会中国支部研究報告集, 8(1), 113-116.
- 竹原市教育委員会（2011）：『竹原市竹原地区 伝統的建造物群保存地区見直し調査報告書』竹原市。
- 堤愛絵（2005）：福山市鞆の町並みの研究。広島大学大学院文学研究科修士論文。
- 東京大学工学部建築学科建築史研究室編（1978）：『竹原一歴史的街区の形成と展開一』東京大学工学部建築学科建築史研究室。
- 東広島市教育委員会編（1997）：『旧石井家住宅移築修理工事報告書』東広島市教育委員会。
- 広島大学大学院文学研究科文化財学研究室編（2009）：『鞆の

- 浦の建築 福山市鞆町の伝統的町並に関する調査研究報告
Ⅱ』福山市教育委員会.
- 福島藍 (2008) : 竹原における町家の格子について. 広島大学
文学部文化財学分野卒業論文.
- 福永秀才 (1980) : 都市景観の分析に関する研究. 広島大学大
学院工学研究科修士論文.
- 水野耕嗣 (1976) : 梁間規制について 近世都市・建築法制史の
研究 3. 日本建築学会学術講演梗概集, 1709-1710.
- 三浦正幸・迫垣内裕 (1980) : 竹原の伝統的街区に関する研究
その2 : 社寺と公共建築. 日本建築学会中国支部研究報告
集, 8(1), 117-120.
- 光井渉 (1994) : 寺院建築における梁間の規制について—寛文
八年の梁間規制とその運用状況—. 建築史学, 22, 64-
95.
- 山田智稔・丸山茂・三浦正幸 (1978) : 町家の調査とその概要.
『竹原—歴史的街区の形成と展開—』東京大学工学部建築
学科建築史研究室, 74-104.
- (2014年8月29日受付)
(2014年12月20日受理)